

足立区こども家庭支援専門相談員（会計年度任用職員）採用選考実施要領

令和7年12月
足立区こども家庭相談課

足立区こども家庭相談課に勤務する足立区こども家庭支援専門相談員（会計年度任用職員）を下記のとおり募集します。

記

1 募集する職名

こども家庭支援専門相談員

2 募集人数

若干名

3 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらずに再度任用される可能性があります。

4 勤務場所

こども家庭相談室こども家庭相談課（足立区梅島3-28-8こども支援センター1階）

※上記のほか家庭・学校・関係機関等を訪問する場合があります。

5 職務内容

- ◇ 要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門員として、学校、保育園、児童相談所、地域機関等との支援ネットワークの構築に関する事。
- ◇ 養育支援訪問事業に係る支援コーディネートに関する事。
- ◇ 子どもの養育に係る相談支援に関する事。
- ◇ 児童虐待の通告受理から支援に関する事。
- ◇ 要保護児童及び要支援児童、特定妊婦への養育支援に関する事。
- ◇ 専門的理論、技能に基づく相談者への支援に関する事。
- ◇ その他教育委員会が必要と認める事項。

6 勤務条件

- ◇ 勤務日数 週4日勤務（週30時間勤務）※土曜勤務あり
休務日：日曜日・祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
- ◇ 勤務時間 午前8時45分～午後5時15分（休憩時間60分を除く）
- ◇ 報酬 月額265,981円（予定）
- ◇ 手当 通勤手当相当額を別途支給（限度額あり）
期末勤勉手当を別途支給（支給要件あり）
- ◇ 各種保険 社会保険・雇用保険あり
- ◇ 出張旅費 交通実費相当額支給
- ◇ 有給休暇 あり（規定による）
- ◇ その他 退職金制度・昇給制度なし

7 応募資格

(1) 次のいずれかに該当すること

- ア 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設（別紙「指定施設一覧」参照）において1年以上相談援助業務に従事したもの
- イ 大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ウ 次に掲げるいずれかの資格を有するもの（資格取得見込みは含みません。）
 - (ア) 社会福祉士
 - (イ) 精神保健福祉士
 - (ウ) 公認心理師
 - (エ) 保健師
 - (オ) 助産師
 - (カ) 看護師
 - (キ) 保育士
 - (ク) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者

(2) 次の各号のいずれかに該当する方は、応募することができません

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人が
- イ 足立区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

8 申込方法

(1) 採用選考申込（履歴）書（以下「申込書」）及び論文用原稿用紙を足立区HPからダウンロードにより取得。

(2) 申込書、論文（質問1と質問2）を作成し、期日までにオンライン申請または郵送により提出。

※ 本人の顔写真について

- ・ オンライン申請・・・別添資料として提出
- 郵送による申請・・・申込書の写真欄に貼付して提出
- ・ スマートフォン、デジタルカメラで撮影した写真も可。ただし、壁を背景とするなど、本人以外の情報が入らないよう撮影してください。
- ・ 採用された際は職員証を作成します。改めて職員証用の写真を依頼します。

9 申込期限

令和8年1月7日（水） ※午後5時必着（オンライン・郵送）

10 選考方法及び日程

申込書及び小論文提出後、書類選考による一次選考を行い、一次選考合格者を対象として面接による二次選考を行います。（一次選考結果は1月16日（金）頃発送予定）

(1) 二次選考日（面接） 令和8年1月24日（土）

※時間は、一次選考結果通知でお知らせします。

(2) 最終選考結果通知 令和8年1月29日（木）頃発送予定

11 小論文課題

次の事例を読んで、質問1と質問2にそれぞれあなたの経験・知識・能力等を活かして具体的にお答えください。

【事例】

<対象世帯>

3歳児と母親

<通告内容>

平日の夕方、近隣住民から「『いい加減にして！』『出ていけ！』という母親の怒鳴り声と、子どもの激しい泣き声が長時間続いている。ドンドンという壁に当たるような音もする」との通告が入った。

<訪問した状況>

あなたは同僚と2名で直ちに家庭訪問を行った。インターホンを鳴らすと、母親がドアをチェーン越しに少しだけ開けて対応した。母親は不機嫌そうで、「子どもがいたずらをしたから叱っていただけ。今はもう泣き止んでいるし、反省させている最中だから邪魔しないでほしい」と主張し、一方的にドアを閉めてしまった。子どもの姿は見えず、安全確認はできていない。

【質問1】

ドアを閉められてしまったため、子どもの安全確認ができていません。子どもの安全確認のために、あなたは子ども家庭支援専門相談員として、どのように対応しますか。

これまでの知識・経験・能力等を活かして具体的に600字程度で述べてください。

【質問2】

後日、改めて家庭訪問し、母親と話すことができました。しかし、母親には虐待の認識が全くなく、「他人にとやかく言われる筋合いはない。これが正しい子育てだ」と強い口調で正当性を主張しています。

あなたは、子ども家庭支援専門相談員として、どのような指導や助言をしますか。複数の場面を想定し、各場合における親子への指導や助言の内容を600字程度で述べてください。

12 問い合わせ先

〒121-0816 東京都足立区梅島3-28-8
足立区こども家庭相談室 こども家庭相談課 相談管理係 採用担当
電話 03(3852)2863 FAX 03(3889)3400
E-mail : kodomo-genki@city.adachi.tokyo.jp

次ページはこども家庭相談課の仕事内容
の紹介です。参考にしてください。

足立区こども家庭支援専門相談員について

こども家庭支援専門相談員の業務は、子どもの養育に係る相談支援（児童虐待の通告受理から支援につなげるなどの個別ソーシャルワーク）です。関係機関との連絡調整なども含め、対象家庭についての主担当職員として次のような職務を担っていただきます。

1 職務内容：福祉、心理、精神保健、教員、保育士等のそれぞれの専門性を踏まえて個別ソーシャルワーク、関係機関からの相談対応、連絡調整等です。

（要綱上の職務内容）

- (1) 子どもの養育に係る相談支援に関すること
- (2) 児童虐待の通告受理から支援に関すること
- (3) 要保護児童及び要支援児童、特定妊婦への養育支援に関すること
- (4) 要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門員として、学校、保育園、児童相談所、地域機関等との支援ネットワークの構築に関すること
- (5) 養育支援訪問事業に係る支援コーディネートに関すること
- (6) 専門的理論、技能に基づく相談者への支援に関すること
- (7) その他教育委員会が必要と認める事項

2 勤務関係

（1）月1回程度、土曜日出勤があります

こども家庭相談課は土曜日も開庁しているため交替で土曜日出勤があります。

（2）夜間訪問があります

児童虐待にかかる家庭訪問は保護者の在宅時間の関係で夜になることがあります。

（参考）児童虐待対応の初期対応

児童虐待相談は主に関係機関からの通告から始まります。その一般的な初期対応は(1)通告受理(2)受理会議(3)関係機関調査(4)子ども面接(5)家庭訪問(保護者対応)の流れで進めていきます。

（1）通告受理

通告は関係機関からの電話が主となります。電話を受けた相談員は通告者が知っている情報を可能な限り詳細に聞き取りします。

（2）受理会議

通告内容を係内で共有し、初期の調査方針とともに担当する相談員の割り振り、通告への当面の対応方針を組織として決めます。

（3）関係機関調査

通告対象となっている家庭に係する機関に連絡等し、当該家庭にかかる情報を収集し、周辺情報を確認します。

（4）子ども面接

子どもが保育園、学校等に在籍している場合、対象の子どもと面接し、直接の聞き取りなどを行います。

（5）家庭訪問

通告内容、関係機関調査、子ども面接の結果を踏まえて家庭訪問し、保護者に対して、状況の聞き取りとともに、児童虐待についての説明や養育にかかる支援ニーズ等の聞き取りを行います。